

健障支 第 3017 号
平成 25 年 12 月 2 日

利用者の皆様へ

横浜市健康福祉局障害支援課長

横浜市精神障害者生活支援センター
市外にお住まいの方のご利用について（ご案内）

日ごろより、横浜市精神障害者生活支援センターをご利用いただき、ありがとうございます。

ご利用いただいている中、大変恐縮ではありますが、横浜市精神障害者生活支援センターは、指定管理または補助金により、運営している都合上、昨今のご利用希望者増加に伴い、市外にお住まいの方のご利用を制限させていただくことになりました。

詳細は下記の通りです。

【今後の取扱い】

利用者を「横浜市にお住まいの精神障害者」とします。

ただし、次の方は利用が可能です。

- ・ 横浜市が援護の実施機関である方
- ・ 各生活支援センターで契約をしている（する見込みの）計画相談支援・地域相談支援（横浜市事業※含む）を受けている方

【実施日】

現在利用されている市外にお住まいの方については、平成 26 年 3 月 31 日まではご利用いただけます。（新規の利用希望の方はお受けできません。）

ご理解いただきますよう、お願いいたします。

【所管・お問い合わせ先】

横浜市役所健康福祉局障害支援課在宅支援係

TEL：671-2416

FAX：671-3566

※横浜市精神障害者地域移行支援・地域定着支援事業（通称：横浜市退院サポート事業）